

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

①専任の医師、看護師又薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診察料を算定している患者様から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる体制が整備されています。

②急変時等の緊急時に該当患者が入院できる体制が確保されています。

③実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも 1 回開催されます。